

第2回南相馬市復興推進協議会議事概要

日時	平成26年1月15日(水) 13:30~14:00
場所	南相馬市役所本庁舎 4階議員控室
構成員	南相馬復興アグリ再生準備株式会社 あぶくま信用金庫 農林中央金庫 原町商工会議所 福島県 南相馬市
事務局	南相馬市復興企画部企画課

次第

- 1、開会
- 2、あいさつ
- 3、出席者紹介
- 4、南相馬市復興推進協議会について
- 5、協議事項
南相馬市復興推進計画(案)について
- 6、その他
- 7、閉会

(議事概要)

あいさつ

東日本大震災による地震、津波、そして原発事故により多くの住民が避難を余儀なくされ、人口は7万1千人から一時は1万人まで減少し、企業の閉鎖や撤退が相次ぎ、市の存続さえも危ぶまれる状況にありました。

このような状況から一日も早い復興を成し遂げるため、平成23年12月に南相馬市復興計画を作成し、現在、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

復旧・復興に向けては、除染と仮置場の問題があり、住民同意が得られず思うように進まない状況にありますが、震災から2年10ヶ月が過ぎ、復旧・復興に向けて市民や企業等の協力を得ながら進めていかなければならないと考えているところでございます。

また、避難指示区域の見直し等により、人口の回復もあり現在では5万を超えたところであり、安心して住み続けるためには、生活基盤の整備が必要であり、医療・福祉そして雇用の確保が重要であります。

今回協議します案件につきましても、雇用の確保に繋がる重要な案件であるため、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

事務局

東日本大震災からの迅速な復興を支援する目的で、平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立し、地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設し、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしています。

この度、本市に新たに立地する南相馬復興アグリ再生準備株式会社が植物工場一体型セラダ工場を新設する事業について、本市の復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものに位置づけ、事業に必要な資金の貸付を行う金融機関に対して、復興特区法の規定に基づく利子補給金の支給を受ける計画を本市が策定するものであります。

計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」の設置が必須であり、協議会において、申請する復興推進計画について協議しなければならないことが規定されています。協議会の構成員は計画を策定する南相馬市、関係地方公共団体である福島県、事業実施主体、利子補給金の支給を受ける予定の金融機関となっており、本日、協議会の開催のためにお集まりいただいたところであります。

会長

それでは、議事に入ります。「南相馬市復興推進計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（以下「南相馬市復興推進計画（案）」についての説明）

会長

説明のあった「南相馬市復興推進計画（案）」についてのご意見を伺います。

なお、復興特区法第4条第3項の規定に基づき、関係地方公共団体である福島県に対して、事前に本計画案に対する意見を伺ったところ「意見なし」との回答を頂いております。

出席者

異議なし（全員）

会長

ご意見がないようなので、「南相馬市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいですか。

出席者

異議なし（全員）

会長

原案のとおり決定いたします。

なお、ただ今決定した「南相馬市復興推進計画」の字句、その他軽微な変更を要するものについては、その変更を会長に委任することにご異議ありませんでしょうか。

出席者

異議なし（全員）

事務局

本協議会において、了承いただいた「南相馬市復興推進計画」は、所要の手続きを済ませた後、速やかに復興庁福島復興局へ提出いたします。

以上